

ベネズエラ 4月の政変

チャベス政権と「民主主義」

坂口安紀



はじめに

今年4月11日深夜から12日未明にかけて、ベネズエラでは「軍事クーデター」が発生⁽¹⁾し、ウーゴ・チャベス・フリアス大統領が大統領府を去ることを余儀なくされた。暫定政権が発足したものの、内部の意見の不一致と大統領派の巻き返しによりわずか2日で倒れ、14日チャベスが大統領に復権した。その間ゼネストが実施されたのに加え、反チャベス派、チャベス派双方で数十万人が街路で抗議行動を続けた。首都カラカスをはじめ主要都市で略奪行為も発生し、国内は政治的にも社会的にも大混乱に陥り、ベネズエラの歴史に大きな傷跡を残す事件となった。

チャベス大統領は1992年2月、当時のペレス政権

の打倒をめざしてクーデター未遂事件を起こした張本人である。そのチャベスが、奇しくも10年後に今度は自身が同様に政権を追われる立場になった。

ベネズエラは1980年代末までラテンアメリカにおける「民主主義の模範」との評価を受けてきた国である。60年代から80年代半ばにかけてラテンアメリカのほとんどの国が軍事政権の圧政下にあったが、ベネズエラはコスタリカ、メキシコ、コロンビアとともにその間も民主主義が継続した数少ない国の一つである。そのベネズエラで一時的であったにせよ、選挙で選出された大統領が政

写真：4月以降も反チャベス派のデモは続いている。10月10日には100万人以上が参加したチャベス退陣を求める抗議行動が行なわれた（カラカス）。（Jesús González 氏撮影）

権を追われたということは、歴史上重大な意味をもつとともに、58年以降のベネズエラの「民主主義」を再検討させる契機となった。

本稿では、今回の政変について、政変の経過、要因を整理するとともに、チャベス政権誕生の背景、特徴、軍との関係などについて考察する。

I 4月政変

一 対立の構図と政変のクロノロジー

今回の政変は、チャベス政権が就任直後から労組、ビジネス界、軍の一部、マスコミ、カトリック教会、NGOなど広範な国内諸セクター・組織と対立関係を深めてきたこと、そしてベネズエラ社会がチャベス支持派か反チャベス派かで著しく二極化してしまったことがその背景にある。そのような対立と社会の二極化が危険な水準にまで達した時に、PDVSA(国営石油会社)の人事問題と、CTV(労組)とFedecámaras(経団連)が共同で実施したゼネストが契機となり、今回の政変が発生した。以下ではチャベスと諸セクターとの対立の背景を紹介しながら政変の経過を追う。

1. PDVSA人事問題(2002年2~4月)

2002年2月、チャベスはPDVSAのラメダ総裁を、同社の政府への拠出金や新石油法をめぐる意見の相違から更迭し、その後任に自身に近いパラを任命した。PDVSAは、CVG(グアヤナ開発公社)など国営企業がおしなべて非効率、累積赤字、人事の政治化、汚職などの問題を抱えるなか、欧米のメジャーと並ぶ世界屈指の優良石油企業との評価を得ている。その理由として、国の財政や経済生活に大きな影響を与えるPDVSAについては、人事を政治の対象にせず実績のある専門経営者に任せ、経営に過度に干渉しない、ということを経代

の政権や政党が暗黙の了解とし、その結果実力や実績に基づく人事、政治の不介入が実現してきたことが指摘されている⁽²⁾。このようなPDVSAの独立性をチャベスは就任当初から「国家の中の国家」気取りであると批判しており、それが今回の総裁交替へとつながった。

この人事は、PDVSA職員の間、彼らが効率性の源であると自負する「実力主義に基づく人事」の原則を損ない、PDVSAを政治の道具にするものであること、そしてそれを許せばPDVSAも他の国営企業と同じく非効率と汚職の蔓延する劣悪企業に陥ってしまうという強い危機感を生んだ。そして人事発表直後からPDVSA職員は、幹部クラスから末端の労働者に至るまで一致団結してこの人事の撤回をめぐり6週間にわたって抗議行動を続けたのである。チャベスとPDVSA職員の対立は時間とともに激化し、4月4日PDVSA職員はついにストに踏み切り、生産や輸出の中止を行なった。国の輸出の約8割、財政収入の約5割を担うPDVSAのストは、単なる一企業のストに留まらず、国家経済にとっても大きな打撃となる。にもかかわらず、PDVSA職員の抗議行動は、反チャベス派市民の共感を得た。職員が抗議行動を繰り広げるカラカス市内PDVSA本社前には多数の反チャベス派市民が応援にかけつけ、4月初めにはPDVSA問題が反チャベス派の抗議行動の核となっていた。

2. CTV, Fedecámarasとの対立からゼネスト、そして流血の大規模デモ行進へ

4月初め、PDVSA労働者が抗議行動を強め、ストに踏み切る一方で、CTVとFedecámarasは、チャベス退陣を求めるゼネストの準備を進めていた。CTV, Fedecámarasともチャベス就任時またはそれ以前からチャベスとはそれぞれ厳しい対立関係にあったため、「反チャベス」という共通項のもと

共同戦線を張ってきたのである。2001年12月10日にCTVとFedecámarasが共同で12時間のゼネストを成功させたのに始まり、2002年2月にはCTVとFedecámarasはチャベス退陣を求める「民主主義合意」に調印した。また両者は4月政変直前には、反チャベス政党、NGO、マスコミ、カトリック教会などとともに「民主主義と自由のための連帯」を結成し、多様な反チャベス勢力を牽引してきた。以下ではまずCTVとFedecámarasがそれぞれチャベスと対立するようになった経緯を説明しよう。

(1) CTVとの対立

CTVとチャベスの対立は、チャベスが組織労働者を「労働エリート」とみなしていることが根本にある。とくにCTVはチャベスが汚職の温床とみている政党AD(民主行動党)と歴史的に密接な関係があるため、CTVはチャベスにとっては破壊すべき「旧体制」の一部であった。チャベスは2000年秋にCTV潰しにとりかかり、CTVに対抗するチャベス派の労組全国組織FBT(ポリバリアーノ労働者連合)を立ち上げた。そしてCTVの主導権をFBTが掌握することによるCTVの乗っ取りをねらい、チャベスは同年12月に国民投票を実施し、国民に対して「労組の代表は選挙で選出すること」の是非を問うた。労働組合の内部運営に干渉するこの国民投票は、自由な労働運動の原則を否定するものであるとしてチャベス政権はILOやICFTU(国際自由労連)などの国際組織からも非難された。国民にもこの国民投票の正当性を疑問視する人は多く、棄権率は76%と過去最高を記録したものの、投票のうち賛成票が66%に達したため、労組選挙の実施が決定された。しかしながらチャベスが立ち上げたFBTは彼の期待を裏切り伸び悩み、2001年10月に実施された労組選挙でFBTは敗北し、反チャベス派のオルテガがCTV総裁に選出された。これに対しチャベスは選挙後1年弱経過した現

在も選挙結果を認めておらず、CTV総裁オルテガの存在を政治的に無視している。

(2) ビジネス界との対立

Fedecámarasおよびそれが代表するビジネス界とチャベスの間の確執は、投資控えを起こさせるようなポピュリスト的・左派的レトリック、左翼ゲリラ組織との関連疑惑、経済政策の内容やその決定方法などをめぐって、1998年の大統領選挙キャンペーンの時以来高まっていた。ベネズエラでは90年代半ばにビジネス界と政府との間で経済政策や産業政策について対話のチャンネルが生まれつつあったが、チャベスはそれを分断して政策策定プロセスから彼らを閉め出し、経済政策に関する意思決定を大統領自らに集中させた。そして私的所有権を脅かすおそれのある土地法改正や中央銀行の独立性を制限し政府のコントロールを強めた中央銀行法改正、石油産業への外資参入を手控えさせるおそれがある炭化水素法(石油法)改正など、ビジネス界が危険視する経済法を、大統領権限法(Ley Habilitante、同法の詳細は後述)のもと次々と法制化した。また経済に対する政府介入を強める一方、チャベス政権が財政赤字やインフレなどマクロ経済が混迷を極めるなか有効な経済政策を打ち出せていないこと、チャベスがことあるごとに大企業や投資家を「資本主義オリガルキー」と呼び攻撃することも対立をあおってきた。

今回の政変で暫定大統領に就任したカルモーナはFedecámaras総裁としてチャベス批判を繰り返してきた。そして2001年12月のゼネスト成功後はCTVに接近し、民主主義合意を結ぶなど、他勢力との協力体制をしいてきた。政党や伝統的政治家が国民の信頼を失いリーダーシップをとれないなか、カルモーナは多様な反チャベス勢力のもっとも重要なリーダーでありスポークスマンであった。

(3) ゼネストから反チャベス派市民の大規模デモ行進へ

PDVSA人事問題が石油部門のストへと進展し、PDVSA本社周辺での反チャベス抗議行動が激化するなか、CTVとFedecámarasは4月9日にゼネストを呼びかけ、それを24時間延長、そして無期限延長にもちこんだ。その間政府は「ゼネストは失敗であり、市内は平常どおり」とのメッセージを流すようマスコミに圧力をかけた。それに対して過去3年チャベスと敵対関係にあった民放はテレビ画面を二分し、片方で政府による「ゼネスト失敗、平常どおり」の発表を、もう片方でストで閑散とした市内の様子を報道したのである。これを見た多くの市民は政府への憤りをつのらせ、ゼネストへの参加者が拡大した。ゼネスト3日目の4月11日にはPDVSA本社前に反チャベス派の市民が集結し、その後彼らはチャベス退陣を求めて大統領府に向かって行進を始めた。

およそ40万人と言われる反チャベス派市民が大統領府に向かっている時に、その行進に向かって突如発砲事件が発生し、少なくとも12人の犠牲者と100人近い負傷者が出た。その時点では発砲者を断定できなかったが、チャベスが組織したシ

ルクロ・ポリバリアーノ(後述)の一部が武装化していること、当日反チャベス派の抗議行動に対してチャベス支持者が暴力的に衝突していたことなどから、発砲は彼らの犯行であるとの見方が大勢だった⁽³⁾。平和的に行進する非武装の市民に対して無差別発砲があり、多数の犠牲者を出したことは反チャベス派市民のみならず、多くの軍人に対して大きな衝撃を与えた。

3. 「軍事クーデター」から暫定政権成立

そして事態が緊迫するなか、チャベスは反チャベス派市民から大統領府を守るために非常事態「アビラ計画」(Plan Avila)を軍に対して発令した。アビラ計画とは軍事クーデターによる政権転覆の危険がある時に、大統領がそれを阻止するために軍の出動や武器使用を命令することができるというものである。しかしチャベスからアビラ計画の命令を受けた軍高官らは、大統領府に集結している市民は武装しておらず平和的にデモ行進をしているだけであり、それに対して武器を使用するのは違憲であるとして、アビラ計画発動を拒否したのである。非武装で暴力行為におよんでいない市民に対してアビラ計画を命令すること自体憲法違

り「クーデター」である。

これに対して、軍高官らによるとチャベスは辞任に応じ、国軍総司令官リンコン将軍が12日未明チャベスの辞任を発表した。それを受けてバスケス将軍ら軍高官4人が政権の空白を埋めるために暫定政権の設立を準備し、Fedecámaras総裁のカルモーナが暫定大統領に就任した。合法的政権交替の一つのケースとして大統領自らが辞任した場合が憲法上明記されているため、チャベスが辞任に応じたのが事実であれば、今回の政変はクーデターとはならない。チャベスは辞任を否定しているが、軍高官らの話によると、チャベスは辞任に応じたものの、その後それを撤回したとのことである⁽⁴⁾。そしてチャベス辞任を発表したリンコン将軍は、議会での証人喚問において、チャベスがその後辞任を撤回したのを知らずに辞任発表をしたと証言している。バスケス将軍ら4人の軍人はリンコン将軍によるチャベス辞任の発表を受けて政治の空白を作らないために暫定政権を発足させたと証言している⁽⁵⁾。

いずれにせよ事実は、チャベスが12日未明大統領職を離れ軍施設に拘束され、その間にFedecámaras総裁ペドロ・カルモーナを大統領に掲げた暫定政権が発足したということである。カルモーナは就任演説において、チャベス政権が倒れたのは、今回の事件で民主主義や国民の人権を迫害したこと、それに加えチャベス政権が、最高裁裁判長、検事総長、選挙管理委員長などを、憲法が定める任命委員会を設置せずに任命してきたこと、(それとも関連するが) 憲法の定める公権力分立を無視し権力集中を進めてきたこと、公務員や軍の政治的中立性を求める憲法に反して単一政党の人間を排他的に登用したり、特定の政治派閥への忠誠を強制してきたこと、OAS(米州機構)人権委員会からたびたび批判を受けてきたように多くの人権侵害を

反であること、また発砲事件で市民に犠牲者が出たのも、反政府派と対話による問題解決をできなかったチャベス大統領の責任であるとして、軍高官らが11日深夜から12日未明にかけてチャベスの大統領辞任を強く求めた。チャベス政権が制定した1999年憲法350条には「ベネズエラ国民は、民主主義の価値観、原則、保証および人権を迫害するいかなる政府や公権力を拒否する権利をもつ」とあるが、軍人らは非武装の市民に対してアピラ計画を命令したチャベスはこの条項に該当するとして、チャベスの大統領権限を拒否し、チャベスに辞任を要求したのである。チャベスに退陣を求めたのは軍人にとどまらず、チャベス政権内部からもウソン・ラミレス財務大臣が自ら辞任するとともにチャベスにも辞任を求めた。在スペイン大使、在ボリビア大使なども「国民を殺害する政府を代表できない」として辞任した。

これ以降の展開については、チャベスと暫定政権を樹立させた軍高官らの間で異なるシナリオが提示されており、真実がどちらなのか今の時点で断定することはできない。チャベスによると、その後チャベスは自ら辞任していないにもかかわらず軍高官によって拘束されて政権を追われ、その間に暫定政権が成立したということになる。つま

ら大きな失敗をしていた。カルモーナによる議会解散などの発表である。この発表に対し、チャベスを辞任させカルモーナ暫定政権を発足させたバスケス將軍ら軍高官が、憲法や民主主義のルールに違反する行為であるとしてそれを拒否し、カルモーナがそれらの措置を撤回しない限りカルモーナ政権を支持しないと発表したのである。

このような軍人の行為を奇異に感じる読者もあるだろうが、後述するようにベネズエラの軍は「民主主義の防衛者」としての独特のアイデンティティを確立してきた。そして今回の政変も彼らによればそれにのっとった行動だったのである。すなわち、チャベスに辞任を迫ったのも彼がアピラ計画命令によって民主主義を脅かしたからであり、いかなる政権であれ民主主義の価値やルールを尊重しないものは受け入れられない、というスタンスなのである。

また、チャベスが辞任に応じたのが事実だとしても、チャベス派が指摘するように、4人の軍人が暫定政権を樹立させること、あるいはFedecámaras総裁のカルモーナが暫定大統領に就任することの根拠はまったくない。そのため暫定政権は発足時点から正当性という点で脆弱性をはらんでいた。

軍によるカルモーナ政権支持が早くも揺れ始めた頃、チャベスが実は辞任していないとの噂が急速に広がり、それを受けて今度は大勢のチャベス支持の市民が軍基地などに集結し、チャベス復権を求め始めた。その数は時間とともに膨れあがり、カルモーナ政権に圧力をかけた。カルモーナは軍の支援を得るべく議会解散などの大統領令をわずか1日で撤回したものの、軍とカルモーナの間で意思疎通が出来ていないのは明らかであった。このような状況でカルモーナ暫定大統領は13日、就任わずか2日で辞任に追い込まれ、翌14日、カラカスに戻ったチャベスが大統領に復権したのである。

行なってきたことなどをして、「民主主義や国民の人権を迫害するいかなる政府や公権力を拒否する権利をもつ」と規定する憲法350条によると説明している。そして議会の解散と年内の議会選挙の実施、1年以内の大統領選挙の実施、チャベス政権下で大統領権限法によって施行された法律の無効化、違法に任命されていた最高裁や検事総長などのトップの更迭、公権力の分立と自律性を確立すべくそれらの公権力の再編を行なうことなどを発表した。

4. 2日天下、チャベスの復権

12日朝、反チャベス派市民は驚喜の朝を迎え、カルモーナ暫定大統領のもと新体制の準備が進むものと疑わなかった。しかし暫定政権は出だしか

II チャベス政権

一 誕生の背景とその特徴一

今回の事件は、チャベス政権下で大統領への権力集中が進み、チャベス派以外の人々や社会セクターが政治プロセスから疎外されたことによる政治的閉塞感が限界にまで高まり、不満が爆発したものであると考えられる。また今回の事件はチャベス政権下でベネズエラ社会が著しく二極化してきたことを国内外に示した。反チャベス派の抗議行進に数十万人の市民が参加したのも事実である一方、チャベス拘束後チャベス支持派の市民が数十万人規模で軍基地を取り囲み、チャベス復権に寄与したのも事実である。「エリート」「オリガルキー」など、対立を煽るチャベスのレトリックも手伝い、チャベス派と反チャベス派の間には相互に憎悪感情も強く、両者の溝は交渉の余地がないほど深くなっている。

それではこれほどの政治的閉塞感と社会の二極化をもたらしたチャベスとはどのような人物で、チャベス政権とはどのような政権なのか。彼は何をめざし、どのような政治運営をしてきたのだろうか。

1. チャベスのプロフィール

チャベスは1954年に生まれ、士官学校を卒業後陸軍で中佐にまで昇進する一方、シモン・ボリバル大学で政治学の修士課程を修了している。一若手軍人だったチャベスがベネズエラ政治に登場したのは、1992年2月、当時ネオリベラル経済改革を進めていたペレス政権を打倒すべく軍事クーデター未遂事件を起こした時であった。クーデターが未遂に終わり投降したチャベスはテレビに向かい、長引く経済危機やネオリベラル経済改革によ

って国民が苦しい生活を強いられている一方で伝統的政党や政治家が汚職にまみれていること、ネオリベラル経済改革は国民の生活をさらに厳しくするだけであることを訴え、“Por ahora”，つまり今回は投降するが、政治改革のために再び登場する、と伝えたのである。このメッセージは多くの国民の共感を得、それまで無名だったチャベスは反伝統的政党、反汚職、反ネオリベリズムのシンボルとなっていった。94年にチャベスはカルデラ大統領から恩赦をうけて自由の身となり、その後政治活動を開始、98年の大統領選に出馬して勝利、99年2月に大統領に就任した。

2. チャベスに影響を与えた政治思想

(1) 独立の父シモン・ボリバルの信奉

彼の政治活動は、1980年代初めに彼が若手軍人を集めて軍内部で内密に組織した勉強会ERB-200(ボリバリアーノ革命軍200)⁽⁶⁾に始まる。彼らはベネズエラの独立の父シモン・ボリバルやシモン・ロドリゲスなどベネズエラの歴史的な政治思想家について研究することによりベネズエラ軍にとっての新しいドクトリンを模索しながら、モラル低下の激しい政治家への苛立ちを募らせていた。そして80年代に経済危機が深刻化し、政治家の汚職問題が次々と明るみになるなかで、チャベスらは政治行動の必要性を感じ始め、86年頃にERB-200をMBR-200(ボリバリアーノ革命運動200)に改組した。彼らは80年代からクーデターによる政治変革を検討していたとも言われる⁽⁷⁾。MBR-200は97年にチャベスが98年大統領選に立候補した際に政党に衣替えし、MVR(第5次共和国運動党)⁽⁸⁾となった。

それではチャベスのめざすものとは何なのだろうか。彼は信奉する独立の父シモン・ボリバルの名をとって、それを「ボリバリアーノ革命の実現」とよぶ。「ボリバリアーノ」の呼称はチャベス政権

下であらゆるシンボルとして多用されている。1999年の新憲法は「ボリバリアーノ憲法」、国名も「ベネズエラ・ボリバリアーノ共和国」(República Bolivariana de Venezuela)へと改名した。またボリバリアーノ革命を防衛するために、キューバの「革命防衛委員会」に似た「シルクロ・ボリバリアーノ」という隣組のような組織も作った。

それではチャベスの政治運営から抽出できる「ボリバル的」要素とは何であろう。ボリバルは独立にあたって、共和国制、政教分離、奴隷解放、階級廃止、民主主義などの自由思想をヨーロッパから南米に持ち込んだ⁽⁹⁾。チャベスが政治経済エリートを「オリガルキー」と呼んで糾弾し、貧困層寄りの政策をとろうとするのは、1958年以降の「民主主義体制」が、それらの自由と平等の思想を實現していないという思いからであろう。またボリバルは、南米の独立・建国のためには、強い中央集権国家を作ること、強力な大統領を終身制とすること、欧米列強(とくに米国)の覇権主義を警戒し、それに対抗して独立を守るためには南米大陸を統一することなどを主張した。これらは、チャベスが新憲法において大統領権限を強化し権力を集中させていることや、旧憲法では禁止されていた大統領の再選を認め最長12年の大統領在職を可能にしたことなどに影響を与えていると思われる。また米国の覇権主義に対するボリバルの警告も、チャベスの反米的言動⁽¹⁰⁾と重なる。

(2) 左翼思想への傾倒

シモン・ボリバル以外にチャベスの政治思想に強い影響を与えたと思われるのが左翼思想である。彼がキューバのカストロ議長と親交が深いことは周知の事実であり、また中国の江沢民国家主席がベネズエラを訪れた際に大歓迎し、江主席の前で「私は士官学校時代からマオイストだった。毛沢東のおかげで現在の中国の急速な経済成長がある。

ビバ・マオ！」と叫ぶなど、彼自身左翼思想への傾倒を隠さない。また1992年のクーデターも実は彼ら軍人のみならず、CausaR(急進正義党)、PCV(共産党)、MEP(国民選挙運動)など国内左派政党のリーダーたちが関与していた⁽¹¹⁾。98年の大統領選でチャベスを支援し、MVRを核とした連合政権Polo Patriótico(愛国戦線)に参加したのも、PPT(みんなの祖国党)、MAS(社会主義行動党)⁽¹²⁾、PCV、MEPなどの左派政党であった。チャベス政権で閣僚を歴任し、政権を支えてきたミキレナ元内務大臣⁽¹³⁾、ランヘル副大統領、ロドリゲスPDVSA総裁なども、古参のベネズエラの代表的左派インテリである⁽¹⁴⁾。

またチャベスは、左翼ゲリラ組織とも関係があるとされている。ベネズエラの歴史でもっとも重要だったゲリラリーダーの1人ブラーボは、チャベスは1980年代初めからそれらのゲリラ組織と交流を始めたと言っている⁽¹⁵⁾。また隣国コロンビアの左翼ゲリラ組織、FARC(コロンビア革命軍)やELN(民族解放軍)との関係も噂されており、チャベス自身も彼らとの関係を否定したことはない。

これらの左翼思想の影響は、「オリガルキー」「エリート」「革命」などのチャベスのレトリックにシンボリックに表れている。チャベスは貧困層(とくに組織されていないインフォーマル・セクターの労働者)に対して彼らがいかに政治・経済・労働エリートにより構成される政治経済システムから疎外されてきたかを説き、彼らを駆りたて、その怒りを「ボリバリアーノ革命」実現へのエネルギーに転化しようとする。チャベスはまた、大企業や資本家、大農園主を「オリガルキー」であるとするレトリックにより攻撃し、彼らを政治決定プロセスから排除する。しかしながらチャベスのいう「ボリバリアーノ革命」はおそらく社会主義革命をめざすものではなく、またチャベスにとっては組

織労働者もエリートということになる。「資本主義」を「野蛮な新自由主義」(neoliberalismo salvaje)に、「プロレタリアート」を「インフォーマル・セクター労働者など利益代表の組織を持たない貧困層」にそれぞれ置き換えると、チャベスの政治思想に左翼思想が大きな影響を与えたことが浮かび上がってくる。

3. 代表民主主義に対する不信感と参加民主主義の標榜

次にチャベスの政治思想や政治運営において重要だと思われるのが、代表民主主義 (democracia representativa) およびそれを支える政党などの政治組織に対する強い不信感である。そのかわりにチャベスは参加民主主義 (democracia participativa) の実現を標榜する。チャベスは2001年4月カナダのケベックで行なわれた米州サミットにおいて、米州各国の首脳が満場一致で採択しようとしていた「民主主義条項」に対し、「代表民主主義はベネズエラでは『いかさま』であった。わが国の憲法は参加民主主義を模索することをわれわれに義務づけている」と発言し、民主主義条項に「参加民主主義」の言葉を入れるよう留保をつけ、物議をかました⁽¹⁶⁾。

(1) 代表民主主義への不信感

チャベスの代表民主主義への不信感は、1958年以降のベネズエラの2大政党制を軸とする民主主義体制が、二大政党や労組などの組織エリートおよびそれに群がる一部の人間だけに恩恵を与え、それらに関係しない大多数の国民を政治から閉め出すシステムであったという思いからきている。ベネズエラの1958年以降の政治体制は、「プント・フィホ体制」と呼ばれ、政治社会の安定を最優先課題にすることと、そのために政党間および政労使間で協定を締結し、コンセンサス形成と協調に

よる政治運営が特徴であった(プント・フィホは協定が締結された場所の名前)。この体制はAD(民主行動党)、COPEI(キリスト教社会党)による強固な2大政党制の基盤となり、その後30年以上にわたり同国の政治的安定に寄与してきた。しかしその一方でこの体制は、ADとCOPEI以外の政党や人々を政治参加から排除する結果を招いた。

加えて、同国が議会選挙で比例代表制を採用してきたこと、比例候補者の党内リストや党内人事を党の一部の古参リーダー(「コゴジョ」と呼ばれる)が握っていたことなどから、同国の政治決定およびそれにまつわる利権も2大政党、とくにそれぞれのコゴジョが掌握する構造が出来上がっていた。これらの結果、一見成熟した民主主義体制に見えていたベネズエラの二大政党制が、実はAD、COPEI以外の政党や人々を政治から排除してきたこと、そしてこのシステムから最も恩恵を受けてきたのは国民ではなくADとCOPEIおよびその関係者であったことから、ベネズエラではプント・フィホ体制は「民主主義」(democracia)ではなく「政党主義」(partidocracia)であるとの批判が1980年代頃から強かった。チャベスが政党制に立脚した民主主義に対して強い不信感をもつのは、このような背景がある。

同様の排除のシステムは、政労使間の協定でも生まれていた。政府が労使の代表としてCTVとFedecámarasを指定し、彼らとの三者協議のもとで経済発展と社会的安定を維持しようとする、政府による「上からのコーポラティスト体制」⁽¹⁷⁾が確立していたのである。1958年に合意された労使協定に始まり、70年代以降は政労使間の3者協議が制度化され、そのもとで賃上げ、公務員雇用の拡大、各種労働法の改正などが実現され⁽¹⁸⁾、この体制のもとで組織労働者は多くの恩恵や法的保護、社会保障制度などを手にしてきた。

しかし1980年代以降経済危機が長期化するなかで、インフォーマル・セクターが拡大し、CTVが獲得してきた労働者への恩恵・保護を享受できない人々が増加した。2002年6月現在では経済活動人口の52.1%がインフォーマル・セクターで働いている⁽¹⁹⁾。すなわちCTVが労働者を代表するこのコーポラティスト体制は、労働者の半分以上を労働に関する政治決定や労働者への恩恵・保護の制度から排除する結果をもたらしてきた。

また、CTVはその設立当初からADと密接な関係にある。CTV幹部はADのコゴジョでもあり、CTVがADの票田であるかわりにAD政権はCTVを通じて労働者に賃上げ、公務員雇用の拡大、その他の恩恵を与えてきた。CTV内部において他の政党の影響力は著しく弱く、また政府が労働代表としてCTVを指定しているため、CausaR(急進正義党)など他政党系の労組は政治参加から除外されている。また政党内部と同様CTVの幹部も少数のADコゴジョが独占しており、労組内民主主義にはほど遠い。これらが、チャベスが伝統的政党に続いてCTVを攻撃の標的にし、労組選挙を画策した背景である。

このように、協定に基づく2大政党制(プント・フィホ体制)や、CTV、Fedecámarasを利用した「上からのコーポラティスト体制」は、40年近くにわたり政治社会的安定の維持には貢献したものの、一部の政党やセクターのみが排他的に政治に参加し得るシステムを作り上げてきた。それが1980年代頃から強い政治的閉塞感を生み、国民の伝統的政党やCTVに対する拒否感を根強いものにした。チャベス登場の背景には、今まで排除されてきたそれらのセクターや人々の、政治的閉塞感や疎外感からくる累積した不満があった。

(2) 「参加民主主義」の制度

それではチャベスが実現をめざす参加民主主義

とはどのようなものであろうか。第一に参加民主主義の制度としてチャベスは新憲法において、立法権、行政権、司法権に並んで市民権(Poder Ciudadano)を新設し、その下に、①検事総長(Fiscal General)およびその実行機関としての公共省(Ministerio Público)、②会計検査院(Contralor General)、そして③オンブズマン(Defensoría del Pueblo)を配置・新設した。これら3機関のトップが国家倫理審議会(Consejo Moral Republicano)を構成し、同審議会が市民権を行使することになっている。新設された市民権が実際にはどのように働き、国民参加にどれほど効果的であるかについては、現時点では筆者は分析するだけの情報をもっていない。ただし、ロドリゲス検事総長はチャベスの側近であり、彼自身もチャベス支持の姿勢を隠していないため、彼のもとではチャベスに対する公正な調査や判断ができないとして、反チャベス派から彼の辞任を求める署名活動や抗議行動が相次いでいる。

第二に、新憲法では最高裁判長や選挙管理委員長の任命、および市民権の3機関の長の任命に関する評価に、「多様な社会セクターが参加する」任命委員会・任命評価委員会が設置されることが規定された。すなわち、それらの組織の長の任命を通じて幅広い社会セクターが政治参加することが意図されている。しかしながらチャベス政権就任後それらの任命委員会は設置されておらず、最高裁判長や選管委員長、検事総長などにはチャベス派の人が任命されている。その結果、チャベス大統領に対するチェック機能がまったく効かない状態になっており、チャベスへの権限集中を許すとともに、彼と意見を異にするセクターや人々を政治参加から排除する状況が続いてきた。

第三に、参加民主主義の手段としてチャベス政権は選挙や国民投票を多用してきた。チャベス政権誕生後の3年間にベネズエラ国民は7回の選



連立政権から離反し、反チャベス派に回ったMAS党员も、反チャベスの抗議行進に参加。背中の文字はチャベスへの信任を問う国民投票実施を呼びかけている。

(Jesús González氏撮影)

挙および国民投票を経験してきた。なかには上述のように労働組合の内政干渉までも国民投票に問うている。来年にはFTAA（米州自由貿易構想）への参加を国民投票に問う予定である。さらに新憲法では、大統領をはじめ国会議員、州知事、市長などに対して、任期の中間時点における中間選挙制度（一定割合の有権者が実施を求める署名を提出した場合に実施される）が新設された。これにより政治リーダーのパフォーマンスに対して国民がチェックする機会が与えられた。この制度によれば、反チャベス派が十分な署名を集められれば、来年夏にもチャベスに対する中間選挙が行なわれる可能性がある。

4. 大統領への権力集中

チャベスの政権運営でもっとも特徴的で、批判を集めてきたのが、大統領への権力集中である。

1999年の新憲法下では、大統領の任期が5年から6年に延長され、さらに従来は禁止されていた連続再選が認められたため、最高12年の長期政権が可能になった。また大統領を補佐するために副大統領職が新設された。

大統領府が強化される一方で、立法府においては、二院制が一院制へ変更され、国会議員の任期は5年から4年に短縮された。またチャベス派が過半数を占める議会は、大統領に対して一定範囲の法案を大統領令により法制化することを時限的に認める大統領権限法(Ley Habilitante)を2年連続してチャベスに付与してきた。これをもとにチャベスは、2000年11月には経済界から大きな反対があった土地法や炭化水素法(石油法)、中銀法など49の経済法を議会審議や関係各所との交渉なしに一方向的に改正した⁽²⁰⁾。

また先述のように、最高裁判長や検事総長のポストに、憲法が定める任命委員会の設置なしにチャベスに近い人物が任命されているため、司法府から大統領に対するチェック機能がまったく効いていない。そのため明らかに憲法や法律に反すると思われることもチャベス政権下では行なわれ、反チャベス派がそれを批判しても議会や裁判所で取り上げられることはなかった。その最たるものが、任命委員会を通さないそれらのポストの任命そのものであるが、それ以外にもキューバに対して原油を優遇条件で輸出するカラカス協力条約がある。憲法は国際条約の施行には議会の批准が必要と規定しているが、カラカス協力条約は議会の承認なしに大統領の決定によって実施されている。これは明らかに違憲であるとして野党政治家が最高裁に申し立てていたにもかかわらず、最近になるまで最高裁はこれを無視してきた⁽²¹⁾。



反チャベス派のデモ参加者のプラカード。「くだらないことを長々と話すギネス記録」「ウーゴ・チャベス・デ・カストロ」と書いてある。演説が長いこととカストロへの傾倒を揶揄している。
(Jesús González氏撮影)

5. 組織を使わない政治運営と支持者への接近

先述したように、チャベスは伝統的政党や労組などの組織が、組織エリートによる権力独占を生み、組織に属さない人々を政治から疎外してきたとして、組織政治を嫌う。彼の政党MVRも「運動」(Movimiento)として位置づけられており、組織だった政党というよりはチャベスの個人政党の色彩が強い。ADがCTVを抱えていたのと異なりチャベスおよびMVRは支持組織を持たないため、チャベス政権およびMVRはチャベスの強い個人的カリスマによって支えられている。

政党や労組などの組織による制度的仲介を嫌うチャベスは、より直接的に国民にアプローチしようとする。チャベスは国营放送局で週1回のテレビ・ラジオ番組「Aló, Presidente」をもっている。この番組はチャベスが意見表明したり政府情報を公開するのに使うとともに、電話を通じての視聴者参加番組の形式をとり、国民から直接意見を聞く姿勢を示している。またチャベスが多用する選

挙や国民投票も、政党などの組織を通さず国民が直接意思表示する機会である。

制度的基盤をもたず、労組も敵に回すチャベスの支持層は、低所得者層、とくに組織化されていないインフォーマル部門の労働者やその家族達である。ベネズエラでは現在インフォーマル部門の労働者の経済活動人口に占める割合が52.1%と高く、チャベスは、従来のプント・フィホ体制、コーポラティスト体制から疎外されてきたこれらの人々に対して、彼らの政治参加や権利拡大を訴えることにより、高い支持率を得たのである。

しかし制度的基盤がなければ支持者の囲い込みは難しく、高い支持率を維持するのは容易ではない。チャベスは雇用拡大と治安改善を公約に掲げて大統領に就任したが、その双方がチャベス政権下で以前にもまして悪化していること、石油価格が歴史的な水準にあるにもかかわらず財政危機と政治不安によってマクロ経済が不安定化し、経済が大きく落ち込んでいること(2002年前期のGDP成長率は前年同期比で-7.1%⁽²²⁾)、財政建て直しのために税制改革を断行したが、付加価値税率の引き上げ(14.5%から16%へ)と控除項目の縮小などが国民(とくに低所得者層)の生活に打撃を与えていることなどから、チャベスへの支持率は急落している⁽²³⁾。またチャベスが作ったシルクロ・ポリバリアーノという「ポリバリアーノ革命」防衛のため(すなわちチャベス政権防衛のため)の隣組組織の一部が急進化・武装化し、反チャベス派の抗議行動を暴力的に妨害したり、4月政変で発砲したことから、一部の急進的支持者を除き、穏健派あるいは浮動的支持者をむしろ遠ざける結果となった。現在チャベスへの支持率は2~3割と言われており、穏健派あるいは浮動的支持者はすでにチャベスを見放し、残るは急進的なチャベス信奉者のみであると考えられる。

6. 軍とチャベス政権

チャベスがなぜ政治の舞台に登場してきたのか、また今回の4月の政変で軍人たちはなぜあのような行動をとったのかを考える上で、ベネズエラ軍と民主主義、あるいは軍とチャベスの関係は重要な要素である。

ベネズエラは1958年の民政移管まで半世紀以上にわたる軍事独裁政権下にあったため、民政移管にあたり民主政権の最重要課題の一つが軍に対するシビリアン・コントロールの確立と、「民主主義の防衛者」としての軍のアイデンティティの確立であった⁽²⁴⁾。シビリアン・コントロールの柱は、4軍(陸・海・空・国防軍)の長を大統領とすること、および軍高官の人事は政治任命とすることであった。また民政移管直後から60年代にかけては左・右双方からのゲリラ活動が活発であり、そのような新生民主国家は彼らを制圧して民主主義を守ることが軍の使命である、すなわち「民主主義の防衛者」であるとの独特の軍アイデンティティの確立に成功した。これはベネズエラの軍人によって現在でも誇りをもって引き継がれている。アルゼンチン、ブラジルなど多くのラテンアメリカ近隣諸国において軍が文民政府に代わり自ら政権をとったのとは対照的である。

1970年代には石油ブームがもたらした潤沢な予算をもとに軍は設備や武器の近代化、軍独自の高等教育機関の設置などによるプロフェッショナル化を推進した。これによって高等教育やトレーニングを受けた軍人が数多く輩出された。チャベスもこの時期にプロフェッショナル教育を受けた誇り高き若手軍人の1人だった。

しかし1980年代に経済危機が到来するとともに、軍予算も削減され、中下級軍人の生活水準は下がり、大衆と同様生活苦に悩まされるようになる。その一方で、武器購入などをめぐる軍高官ら

の汚職事件が次々と明るみになっていた。シビリアン・コントロールの手段であった軍高官の政治任命は、軍人に対する政治家や政党の影響力を強め、軍高官と政治エリートの癒着という結果をもたらした。70年代後半にプロフェッショナル教育を受けた中級軍人たち(まさしくチャベス世代の軍人たち)にとってこれは屈辱的であるとともに、自分たちが大衆と同様に生活苦に悩まされる一方で軍高官らが汚職によって私腹を肥やしていることは納得がいかないことだった。

この結果1980年代には、政治エリートと癒着し彼らと同様汚職に手を染める軍高官と、大衆と同様に苦しい生活に耐える中下級軍人とに軍が垂直に分裂し始めていた。しかも80年代から90年代にかけては経済危機からストや反政府行動が続発しており、それを鎮圧するために中下級軍人が動員された。彼らにすれば、汚職にまみれた政府(大統領)を守るために、自分たちと同様生活苦に悩み共感するところの多い国民を抑圧する立場に立たされるというのはジレンマであるとともに、それまで誇り高く培ってきた「民主主義の防衛者」としての自身のアイデンティティを揺るがす事態であった。チャベスが80年代から軍内部で政治活動を始め、90年代にクーデター未遂事件を起こしたのも、またチャベス政権下において軍高官や退役軍人とチャベスが対立しているのも⁽²⁵⁾、このような軍内部の状況がその背景にある。

以上のようなベネズエラ軍の独特なアイデンティティを理解すると、4月政変でバスケス将軍らが、チャベスが命令したアピラ計画をなぜ拒否したのか、また多くのラテンアメリカ諸国でそうであったようになぜ彼ら軍みずからが政権をとらなかったのか、そしてカルモーナ暫定大統領が議会解散などの措置を発表した後になぜ彼への支持を撤回したのかが理解できよう。彼らは民主主義を

防衛することが軍の使命であると確信しているのであり、換言すれば、彼らが守るべきは民主主義であり、政府(とくに国民に向けて武器使用を命令するような政府)ではない、ということである。4月の政変では、チャベス退陣に向けて行動したグループと、チャベス復権に向けて行動したグループに分かれた。もちろんチャベス派、反チャベス派の軍人もいるが、チャベス支持か否かではなく、「民主主義の防衛者」としてのアイデンティティに忠実であろうと判断し行動した軍人も少なくなかった。

最後に、チャベス政権の軍への対応について述べてみたい。チャベスと軍の関係は、第一に自分の支持基盤への軍の取り込み、第二にプロフェッショナル人材の供給源としての軍への依存である。軍の支持が得られなければ政権維持が困難なことをチャベスは承知している。また彼自身長年軍に身を置いた経験から軍人たち、とくに若手軍人の不満や閉塞感をよく理解している。そのためチャベスは制憲議会に軍人を参加させたり、新憲法で軍人に初めて投票権を付与し軍人の政治参加を促した。また閣僚や政府高官ポスト、国営企業の総裁・経営幹部などに軍人を多数登用してきた。これは、軍人からの支持とりつけを目しているとともに、リーダーシップをとることができる人材やプロフェッショナル人材の供給を、軍に依存しているとも言える。

むすびにかえて

4月の政変は、その直後には軍人とカルモーナを中心とした反チャベス派グループが周到に準備したクーデターであった、あるいはその背後には米国の関与があった⁽²⁶⁾、逆にチャベスによる自主クーデターであったなど、さまざまな噂が飛び交

った。半年近くたった現在でも事実調査委員会が立ち上がっておらず、明らかになっていないことは多い。またチャベス派のロドリゲスが検事総長のポストにある限り、公正な調査が行なわれるとは考えにくい。

チャベスは政変直後はPDVSA人事を撤回し、諸セクターとの対話姿勢を強く打ち出していた。米州機構(OAS)、国連開発計画(UNDP)、カーター財団から構成される国際仲裁ミッションも数度にわたりカラカス入りしている。しかしチャベスと反チャベス派の対立はきわめて深く、歩み寄りどころか両者を交渉テーブルに同席させることさえできていない。チャベスとすれば、上述のように支持率が下がり、残る支持者が急進派に限られてきているため、容易に妥協姿勢を見せることはできない状況にあり、今後チャベスから大きな歩み寄りがあることは想像し難い。

一方反チャベス派の各種勢力は「民主主義のための連帯」(Coordinadora Democrática)のもと、民主主義的ルールにのっとったチャベス退陣のシナリオを練っている。現在彼らが準備しているシナリオの一つめは、憲法改正のための国民投票に向けて署名を集め、大統領任期を6年から4年に短縮すること、その上で任期中間点での信任選挙を行ない、チャベスの早期退陣をさぐるというもの。二つめは、チャベスに対する告訴を最高裁に持ち込み、有罪判決を引き出すことでチャベスを退陣させるといもの。チャベスに対しては現在、4月政変における人権侵害、大統領選挙キャンペーンにおける選挙資金に関する違反⁽²⁷⁾、通貨安定化基金(FIEM)の不正流用など、12の告訴状が最高裁に提出されている。8月の判決以来最高裁が必ずしもチャベス寄りの判断をしなくなっているため、これらの展開は注目される。

ベネズエラは現在、石油価格が1バレル26ドル

という歴史的な高水準にありながら、危機的水準の財政赤字、-7%の経済成長率、失業率の増加、止まらない資本逃避と為替レートの下落、インフレの高騰という、マクロ経済の危機にある。国の信用は落ち続け、財政赤字を埋めるために政府が期待していた国債発行も、海外のみならず国内においても買い手が見つからない。

マクロ経済危機は、政治社会的対立を先鋭化させ政治危機の解決を困難にし、そして政治危機の悪化・長期化がさらにマクロ経済を悪化させるという悪循環に陥っている。チャベス政権が継続した場合、大幅な歩み寄りがない限り状況は好転しないだろう。一方もしチャベス政権が倒れたとしても、社会が二極化していること、反チャベス派勢力が多様なグループの寄せ合い所帯であり、それらを統率し、二極化した社会をまとめられるリーダーが今のところいないことから、ポスト・チャベスのベネズエラも政治社会的に非常に不安定な状況になることは想像がつく。軍人による反乱の可能性もあるが、軍が分裂していること、4月政変以降憲法にのっとらないかたちでの政権交替を受け入れない気運が高まっていることから、成功する可能性は低い。残念ながら短中期的にベネズエラの政治危機が改善される可能性は低いというのが筆者の見方である。

(2002年9月26日記)

注

- (1) 政変直後は「軍事クーデター」と報道されたが、後ほど説明するとおり最高裁が8月に「4月の政変は軍事クーデターではなかった」との判断を下した。
- (2) Yasuhiko Matsuda, "An Island of Excellence: Petroleos de Venezuela and the Political Economy of Technocratic Agency Autonomy," Ph.D. Dissertation, University of Pittsburgh, 1997.
- (3) 後に発砲の場面の録画ビデオから発砲者のうち少なくとも3人がチャベス派の人間であることが判明し、逮捕された。
- (4) チャベスは辞任を認めた後キューバ行きを望んだが、軍人たちがそれを認めず、国内で裁きを受けることを求めたため、辞任を撤回したと言われている。しかし辞任をめぐる点については未だ真実は明らかでない。
- (5) 8月14日最高裁大法廷は、4月の政変が「軍事クーデター」であったとする4人の軍高官らに対する起訴申し立てに対して、「彼らはリンコン將軍によるチャベス辞任の発表を受け、その結果生まれる政治的空白を埋めるべく行動したものである。また武力も関与していなかった。そのため今回の政変はクーデターではなかった」との判断を下し、4人を無罪とした。
- (6) 以下ERB-200後のグループの発展については、Damarys Canache, "From Bullets to Ballots: The Emergence of Popular Support for Hugo Chavez," *Latin American Politics and Society*, Vol.44, No.1, Spring, 2002.
- (7) Canache, "From Bullets to Ballots:...", p.73に言及されている。もとはAngela Zago, *La rebelión de los angeles*, Caracs: WAPR Ediciones, 1998.
- (8) 彼らはベネズエラの独立後の歴史を四つの「共和国時代」に分けており、チャベスのもとで五つめの「新共和国」を作るべく、政党をこのように命名した。
- (9) 以下ポリバルの政治思想については、Rosendo Bolívar Meza, "Simón Bolívar: su propuesta de gobierno republicano centralista y la utopía de la construcción de una Patria Grande," *Revista mexicana de ciencias políticas y sociales*, Núm. 158, octubre-diciembre, 1994.
- (10) 例えば、2000年1月にカリブ海沿岸部が水害で多くの被害者を出した時に米国が救援隊を送ろうとするのを拒絶したこと、隣国コロンビアの麻薬撲滅運動に対する米国の支援をチャベスが強く批判していること、ニューヨーク・同時多発テロ事件後の米国によるアフガニスタン攻撃を批判したことなど。またキューバのカストロ、イラクのフセイン、リビアのカダフィなどと親交を重

ね、チャベスはワシントンを刺激してきた。

- (11) Steve Ellner, "Radical Potential of Chavismo," *Latin American Perspective*, Issue 120, Vol.28, No.5, September 2001, pp.9-11. CausaRのメディーナ党首によると、メディーナは数カ月前に予定されていたゼネストに併せてクーデターを行なうようチャベスに提案したが、発覚を恐れたチャベスら軍人が前倒して実行した (p.10., メディーナの著作からの引用は, Pablo Medina, *1999 rebellions*, Caracas: n.p.)。
- (12) MASは2001年5月にチャベスの連立政権からはずれ、反チャベス派にまわった。しかしMAS議員の一部はチャベス支持にとどまっており、事実上MASは分裂している。
- (13) ミキレナは大統領選キャンペーン時代からチャベスにとって最も重要なアドバイザーだったが、急進化するチャベスと訣別してSolidaridad (結束党)を結成した。
- (14) ランヘルはチャベス政権下で外務大臣、国防大臣などの閣僚ポストを歴任、ロドリゲスは前OPEC事務総長としてOPECの石油減産による価格上げを指揮していた。4月政変後PDVSA総裁に任命された。
- (15) Canache, "From Bullets to Ballots:...", p.88, Notes 2. もとはガリードによるブラーボへのインタビューより (Alberto Garrido, *Guerrilla y conspiración militar en Venezuela*, Caracas: Fondo Editorial Nacional, 1999)。
- (16) *El Universal*, 23 de abril, 2001. 同紙ホームページ(<http://www.eluniversal.com>)よりダウンロード (2002年9月16日)。
- (17) シュミッター・レームブルッフ編『現代コーポラティズム(1)—— 団体統合主義の政治とその理論 ——』(山口定監訳) 木鐸社 1984年。
- (18) Jennifer McCoy, "The State and the Democratic Compromise in Venezuela," Cal Clark and Jonathan Lemco eds., *State and Development*, Leiden: The Netherlands: E.J.Brill, 1988.
- (19) INE(国家統計局 — <http://www.ine.gov.ve>)の発表。
- (20) これらの経済法改正については、4月政変後議

会が改正見直しの審議を始めている。

- (21) 今までチャベス寄りの判決のみを下してきた最高裁は、注(5)のように、「4月の政変が軍事クーデターではなかった」と、チャベスに反する判決を8月14日に初めて出した。その直後に最高裁は野党議員から提出されながら長い間無視してきた、同条約に関する申し立てを初めて取り上げ、議会に対して報告書の提出を命令した。
- (22) ベネズエラ中央銀行の発表より(<http://www.bcv.org.ve>——2002年9月16日ダウンロード)。
- (23) CECAが8月末に行なった世論調査では、非常事態になった場合、チャベスを支持すると答えた人はわずか17%で、77%が支持しないと答えている。*El Universal*, 7 de septiembre, 2002. 同紙のホームページ(<http://www.eluniversal.com>)よりダウンロード (2002年9月16日)。
- (24) 以下軍に関する詳細は、Felipe Agüero, "Debilitating Democracy: Political Elites and Rebels," Louis Goodman et al. eds., *Lessons of the Venezuelan Experience*, Washington, D.C.: The Woodrow Wilson Center Press, 1995, および Winfield Burggraaff and Richard L. Millet, "More Than Failed Coups : The Crisis in Venezuelan Civil-Military Relations," Goodman et al. eds. *Lessons...*
- (25) 退役軍人のグループ、FIM (組織軍人戦線)は、反チャベス勢力の中でもチャベス批判の急先鋒の一つである。
- (26) 米国国務省は、政変の数カ月前から反チャベス派グループと連絡をとっていたことを認めた。
- (27) ベネズエラの選挙法では、選挙献金はすべて報告の義務があり、また外国の団体からの献金は禁止されている。チャベスは1998年の大統領選挙のときに、スペインのビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行 (ベネズエラ国内大手のバンコ・プロビンシアルの最大株主) および同じくスペインのサンタンデル(ベネズエラ国内大手のバンコ・デ・ベネズエラの最大株主)から選挙資金を得ており、それを報告していなかった。

(さかぐち・あき/地域研究第2部)